

防府市一般廃棄物処理業（し尿及び浄化槽に係る汚泥の収集及び運搬）の許可に関する要綱

平成9年4月1日制定

（趣旨）

第1条 この要綱は、防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年防府市条例第27号。以下「条例」という。）第22条第1項の規定により市長が許可する一般廃棄物処理業のうち、し尿及び浄化槽に係る汚泥の収集及び運搬に係る許可について、条例及び防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成8年防府市規則第49号。以下「規則」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（許可の対象となる業務の範囲）

第2条 し尿及び浄化槽に係る汚泥の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理業（以下「処理業」という。）について許可の対象となる業務の範囲は、市内から排出されるし尿及び浄化槽に係る汚泥の収集及び運搬とする。

（許可の申請）

第3条 処理業の許可を受けようとする者は、規則第14条第1項の規定による一般廃棄物処理業許可・許可更新申請書（規則第8号様式。以下「許可・許可更新申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）定款及び登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- （2）車両台帳及び従業員名簿
- （3）事業所の位置図
- （4）法人市民税（法人の場合は市民税）の納税証明書（直前の2年分）又は滞納がないことの証明書
- （5）自己申告書
- （6）誓約書
- （7）その他市長が必要と認める書類

（許可期間）

第4条 処理業の許可の期間は、各年度の4月1日から翌年度の3月31日までの

2年間とする。ただし、年度途中の申請にあっては、許可の日から翌年度の3月31日までとする。

(許可更新の申請)

第5条 前条の規定による許可期間満了後、引き続き許可を受けようとする者は、その満了する日の1か月前までに許可・許可更新申請書に、第3条第2号及び第4号から第6号までの各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第6条 許可業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) し尿及び浄化槽に係る汚泥の収集及び運搬は、許可を受けた者が自ら行うこと。
- (2) 収集及び運搬に当たっては、悪臭、汚水の漏れ等により、周囲に被害や迷惑を及ぼさないよう十分注意すること。
- (3) 収集車両をみだりに路上その他交通に支障を生ずるおそれのある場所に留め置かないこと。
- (4) 収集車両及び器材には社名を表示し、衛生的に維持管理すること。
- (5) 帳簿を備え、一般廃棄物の種類ごとに、収集年月日及び依頼者名を記載すること。又、その帳簿は、1年ごとに閉鎖することとし、閉鎖後5年間保存すること。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。